財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

㈱１．「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭48法７）第５条第２項第１号、第２号及び第３号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

２．「22年度」欄は、22年度当初計画額である。

３．「自己資金等」欄の（　）書は、財投機関債（独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を内書したものである。

４．「独立行政法人国際協力機構」の有償資金協力業務に係る予算については、「独立行政法人国際協力機構法」（平14法136）第21条の規定により、国会の議決を経ることとされている。

５．「財団法人民間都市開発推進機構」とは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」（昭62法62）第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構をいう。

６．「中部国際空港株式会社」とは、「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」（平10法36）第４条第１項の規定により指定された法人をいう。

７．「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

⑵　財政投融資原資見込

（単位：億円）

	23年度	22年度
財政融資	109,101	135,057
財政融資資金	109,101	135,057
産業投資	2,912	974
財政投融資特別会計投資勘定	2,912	974
政府保証	37,046	47,538
政府保証国内債	29,146	41,738
政府保証外債	7,900	5,800
合計	149,059	183,569

㈱１．22年度欄の金額は、当初計画額である。

２．財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、23年度において、財政投融資特別会計国債14.0兆円（22年度予算15.5兆円）の発行を予定している。

なお、23年度においては、外国為替資金特別会計の財政融資資金預託金について約4.0兆円の取崩しが予定されていることから、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券2.0兆円の発行を予定している。

⑶　財政投融資使途別分類表

（単位：億円）

区分	23年度				22年度			
	財政融資	産業投資	政府保証	合計	財政融資	産業投資	政府保証	合計
⑴　住宅	5,542	—	234	5,776	5,768	—	276	6,044
⑵　生活環境整備	20,255	—	6,993	27,248	23,964	—	7,311	31,275
⑶　厚生福祉	5,135	—	370	5,504	5,039	4	17	5,060
⑷　文教	11,681	—	77	11,758	11,273	—	73	11,346
⑸　中小企業	34,100	367	1,807	36,274	47,966	352	8,414	56,732
⑹　農林漁業	3,446	3	—	3,449	4,006	37	—	4,044
⑴　～　⑹　小計	80,158	370	9,480	90,008	98,016	393	16,092	114,501
⑺　国土保全・災害復旧	1,701	—	98	1,799	2,317	—	117	2,434
⑻　道路	5,280	—	17,200	22,480	5,768	—	18,490	24,258
⑼　運輸通信	2,903	—	1,174	4,077	3,563	—	796	4,359
⑽　地域開発	3,140	2	1,526	4,667	3,012	2	1,395	4,409
⑺　～　⑽　小計	13,024	2	19,998	33,024	14,660	2	20,798	35,460
⑾　産業・技術	4,538	540	1,168	6,246	12,448	224	6,399	19,071
⑿　貿易・経済協力	11,380	2,000	6,400	19,780	9,933	355	4,250	14,538
合計	109,101	2,912	37,046	149,059	135,057	974	47,538	183,569

㈱　本表は、「財政融資資金法」（昭26法100）第11条第２項に基づき22年12月22日に財政制度等審議会に提出されたものである。